

社団法人精密工学会 「知的ナノ計測専門委員会」 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本専門委員会は「知的ナノ計測専門委員会」と称す。(以下「本専門委員会」とする)

(目的)

第2条 本専門委員会は、知的なナノメートルオーダーの計測を「ものづくり」へ適用するために、産官学の協力による計測技術の体系化を行い、その工学的ならびに工業的發展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本専門委員会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 総会(年1回)
2. 研究会, 講演会, 見学会, シンポジウムなど
3. その他の必要な事業

(設置期間)

第4条 本専門委員会の設置期間は平成18年2月1日より5ヵ年とする。ただし、社団法人精密工学会専門委員会規定[2・4]により延長することができる。

(事務所の所在)

第5条 本専門委員会事務所を「〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院工学系研究科 精密機械工学専攻 高増・高橋研究室」に置く。

第2章 会員(委員)

(会員)

第6条 本専門委員会の会員は委員と称し、原則として参加を希望する精密工学会会員で、法人または個人から構成される。ただし、精密工学会会員以外のものが委員となる場合には、本専門委員会の運営(活動)においてのみ権利を有し、かつ義務を負う。

(会員の権利と義務)

第7条 本専門委員会の会員は本専門委員会が実施する各種会議に出席することができる。

2 本専門委員会の会員は、本専門委員会の研究・調査の成果を入手し利用することができる。

第8条 本専門委員会の年会費(以下会費という)は、次の通りとする。

法人会員 金 50,000 円

個人会員 金 3,000 円

(資格の喪失)

第9条 本専門委員会の会員は本専門委員会の終了解散により、その資格を失う。

2 本専門委員会の会員が本専門委員会を脱会しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。脱会の承認により会員の資格を失う。

第3章 組織および運営

(役員)

第10条 本専門委員会の会務を遂行するため、次の役員を置く。

委員長，顧問，幹事，会計監事

- 2 委員長は総会において会員の互選により定める。
- 3 顧問，幹事，会計監事は委員長の指名により会員から選出する。

(役員の仕事)

第11条 委員長は本専門委員会を代表し、本専門委員会の運営を統括する。

- 2 幹事は委員長を補佐し、会務を処理する。
- 3 会計監事は本専門委員会の会計を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とし重任を妨げない。

(報酬)

第13条 本専門委員会の職務は奉仕によって行われ、原則として報酬は支払われない。

- 2 本専門委員会より依頼する講師，作業者に対する報酬については別に定める。

第4章 会議

(総会)

第14条 本専門委員会の総会は原則として年1回、年度の初めに開く。

2 委員長が必要と認めたとき、または委員からの要請が有るときは、臨時総会を開くことができる。

第15条 本専門委員会総会の定足数は会員総数の半分以上の出席を必要とし、議決は出席会員の過半数の合意を必要とする。

- 2 会員は委任状をもって総会の出席ならびにその意思表示に代えることができる。

第5章 活動資金および会計

(活動資金)

第16条 本専門委員会は第8条で定める会費をその活動資金とする。

- 2 精密工学会理事会の承認を得て寄付金品を募ることができる。

(予算および決算)

第17条 本専門委員会の収支予算は総会の決議により定まり、収支決算は年度終了後2ヶ月以内に会計幹事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第18条 本専門委員会の事業年度は毎年2月1日より次の年の1月31日までとする。

第6章 終了と解散

(終了と解散)

第19条 本専門委員会の目的を達したときは、総会の議決により本専門委員会を解散する。

(手続き)

第 20 条 本専門委員会の終了により次の事項を精密工学会事業部会長に報告書として提出し、理事会の承認を得る。

1. 成果報告書
2. 決算報告書

(物件の帰属と処分)

第 21 条 本専門委員会の経費で購入した所得物件は精密工学会の所有とする。解散にともなう物件などの資産は本専門委員会がその処分方法を提案し、理事会の承認を得る。

第 7 章 付則

(施行)

第 22 条 この規則は平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

(運営経過報告)

第 23 条 本専門委員会の事業報告および会計報告、次年度事業計画、会計予算、会員名簿は毎年度終了後、事業部会長に提出し、理事会の承認を得る。